

第2章 計画策定に向けた考え方

本計画では、「1 本市の緑の課題」、「2 緑を取り巻く社会動向」、「3 関連する法制度の改正」、「4 市民による緑の評価」を踏まえ、目指すべき本市の緑の姿として「基本理念」を定めます。また、実現に向けた基本的な考え方を「基本方針」に、実現に向けた取り組みとして施策の柱となる「基本施策」、具体的な取り組みの方針として「個別施策」を定めます。さらに、今後の本市にとって重要となる取り組みを「重点戦略」として定めます。

1 本市の緑の課題

(1) 生物多様性を維持する緑

- ① 本市に残された生物の繁殖や採餌、移動経路となる緑を生物生息地の骨格的な自然地として効果的に保全していくことが必要です。
- ② 湧水や湿地、自然林・自然草原など良好な自然地を保全することが必要です。
- ③ 緑に触れ学ぶ機会や情報の充実が必要です。

(2) ヒートアイランド現象を緩和する緑

- ① 冷涼な空間（クールスポット）を形成する樹林地、河川、水田等の緑を保全していくことが必要です。
- ② 市街地では、地表面温度を下げる緑化を進めることが必要です。

(3) 災害を緩和する緑

- ① 土砂災害や洪水から市民生活を守る山林や農地、都市公園や社寺境内地等の緑地を保全することが必要です。
- ② 面的な治水対策として都市的土地利用における雨水浸透機能を改善する必要があります。
- ③ 地震や風水害などの災害に備え、今後のまちづくりでは延焼遮断機能を有す緑を守るとともに、防災機能の強化を図る必要があります。

(4) 地域の景観をつくる緑

- ① 本市の歴史文化を今日に伝える景観資源について、将来世代に引き継ぎ、魅力を発信していくことが必要です。
- ② 巨木・古木、まち中の民有林等は、保全策を講じる必要があります。
- ③ 美観向上と持続的な維持管理の両立を図る道路緑化の今後のあり方について検討する必要があります。

(5) レクリエーションの場となる緑

【配置】

- ① レクリエーションの場となる公園などの緑の充実と公園管理コストの削減の相対する課題に対応する必要があります。
- ② 身近な公園充足のニーズは高いが、公園分布の偏りや質的な問題により公園サービスが行き届かない区域が存在します。
- ③ レクリエーション空間として河川や社寺地などの地域の緑のストックが活用されていません。

【機能】

- ① 健康維持の場、魅力的な休息の場など、市民ニーズに合わせた公園機能の配置を検討する必要があります。
- ② 民間活力や地域コミュニティの積極的な参画による持続的な公園経営が必要です。
- ③ 利用度の低い公園、管理水準の低い公園を更新する必要があります。
- ④ 市民による公園の維持運営活動を支援する必要があります。

2 緑を取り巻く社会状況

課題 新たなステージに向けた対応

地球環境問題の
深刻化

自然災害
リスクの高まり

豊かな生活の
基盤である
水と緑・歴史
文化の劣化

人口減少や
少子高齢化の
進行

インフラの
老朽化と
財政制約の
深刻化

地域コミュニティ
の希薄化
地域づくりの
担い手不足

緑の持つ
多面的機能の
再認識と導入

国土の強靱化

緑を基調とした
美しい自然・文化的
景観の継承

ストックを活かした
まちづくり

戦略的な
維持管理と更新

地域づくりにおける
多様な主体の
参加と連携

次代を支える
人材の育成と
サポート

3 関連する法制度の改正

平成 29 年の都市緑地法の改正により、市区町村が策定する「緑の基本計画」の記載事項が拡充（都市公園の管理の方針を明確化、農地を緑地として政策に組み込むこと）され、公園緑地政策全体の充実を図ることが求められています。



都市公園の再生と活性化の推進
（都市公園法等の改正）

緑地や広場の創出
（都市緑地法の改正）

都市農地の保全と活用
（生産緑地法、都市計画法、
建築基準法の改正）

4 市民による緑の評価

市民の評価や意見から本計画で踏まえる視点を、以下ととおり集約します。

市民アンケート調査（令和 2 年 2 月）

- 将来残しておきたい緑：「大規模公園の緑」、「市街地やその周辺に残る緑」、「水辺の緑」が上位
- 市内公園緑地では、「近くの公園に満足」、「公園や緑地でレクリエーションが楽しめる」、「さまざまな生き物が生息できる環境がある」の評価が低い
- 集客力のある施設、遊具充実への要望
- 優先すべき施策：上位から「街路や川沿いの緑化」、「総合公園など大きなレクリエーション空間の充実」、「身近な公園のリニューアル」、「良好な自然環境の保全」、「山林の保全再生」の順

市 HP による市民意見提出（令和 2 年 10 月）

- 市の取り組みへの賛同評価では、「子供の遊び場、健康維持の場、魅力的な休息の場など、多様な市民ニーズに応える公園施設の充実」が最も多く、次いで「公園における防災機能の強化」、「市のヒートアイランド対策への対応促進」、「良好な自然環境の保全」の順となりました。

多様な市民ニーズに
応える公園の充実
（配置と機能）

道路や川などの
公園以外の緑の
充実と活用

ふるさとの緑の保全

多面的機能を有する
森林や農地などの
自然環境の保全

第3章 緑の将来像

目指すべき本市の姿として基本理念を以下のとおり定めます。

1 基本理念

緑のちからを みんなで育み
くらしに活かすまち 本庄

【目指すべき本市の緑の姿】

- 地域住民、農林業従事者、ボランティア、企業、行政、そして新たな担い手など、様々な主体が様々な場面と方法で、緑をまもり、つくり、育んでいます。
- 先人の営みや努力によって引き継ぎ育まれてきた多様な緑が、将来にわたり安心して暮らせるまちを支えています。
- 緑を介して、コミュニティが育まれています。
- 子供からお年寄りまで、豊かな緑に育まれ、健やかに暮らしています。
- 緑を使いこなした効果的な都市経営により、魅力と活力のあるまちをつくっています。

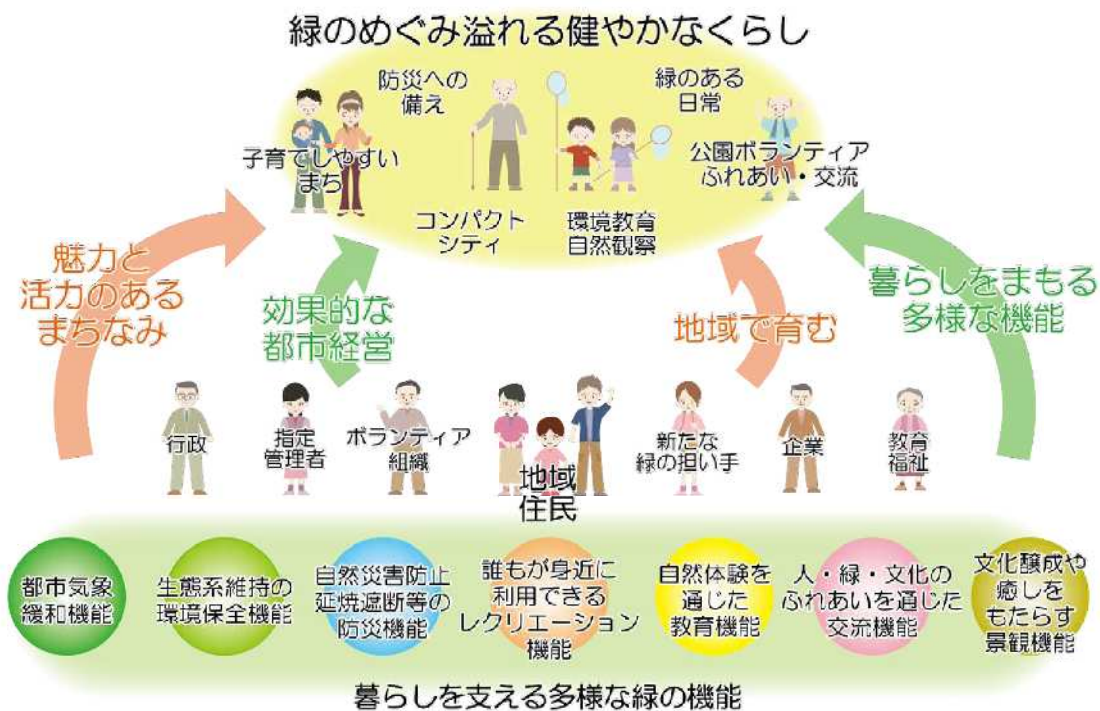


図 39 豊かな緑に支えられた健やかな暮らしのイメージ

それぞれの地域に分布する多様な緑に支えられた本市のイメージを示します。

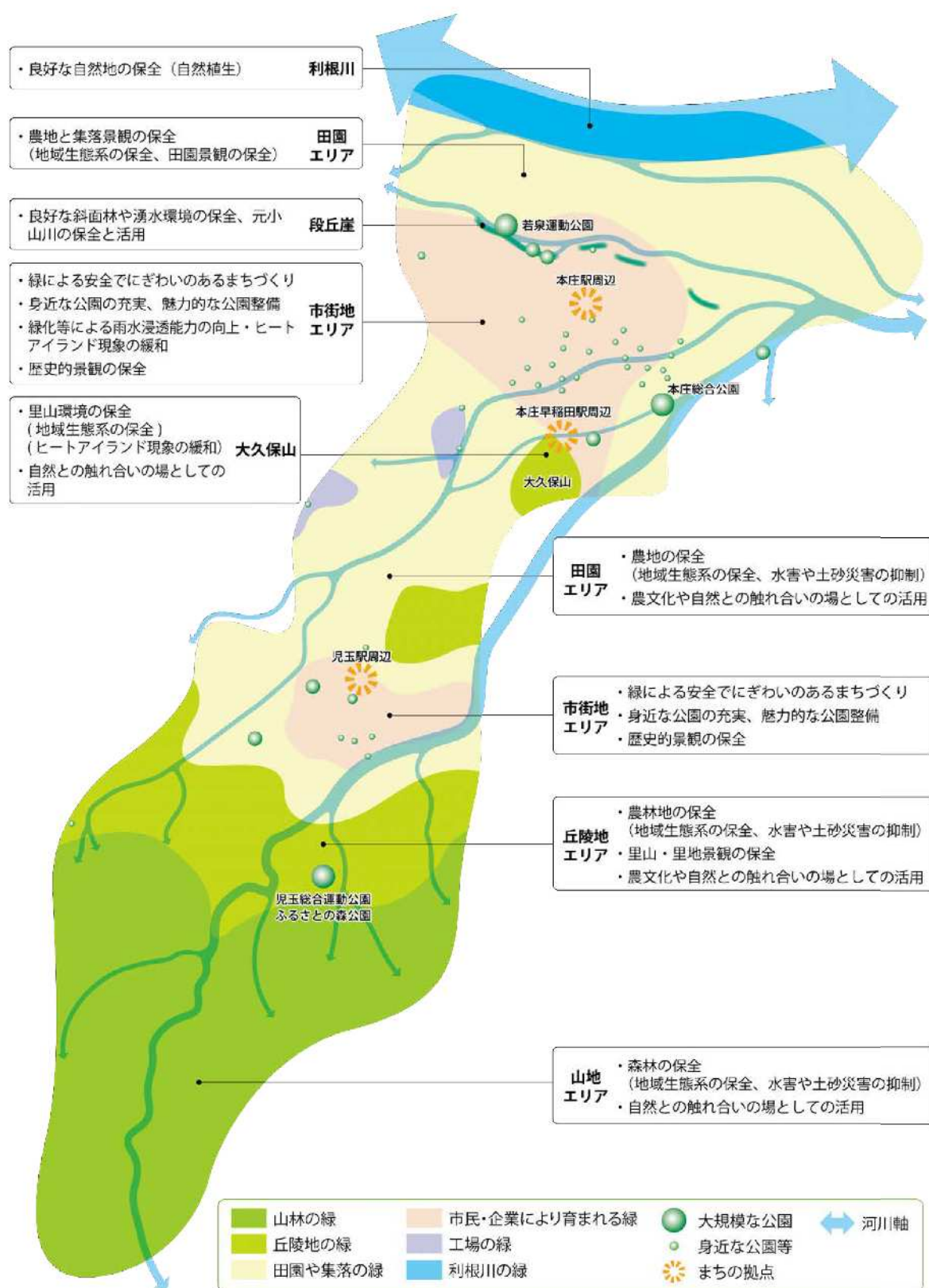


図 40 地域の緑に支えられた本市のイメージ

2 基本方針

基本理念の実現に向けた基本方針を以下に定めます。

2-1 多様な市民ニーズに応えるレクリエーション空間の充実

子供の遊び場、健康維持の場、魅力的な休息の場など、多様な市民ニーズに応える公園機能の充実を図ります。また、都市公園に加えて、周辺の公共施設や民間施設との連携を推進し、身近な遊び場や休息の場となる緑の空間の充足を図ります。大きな公園では、民間のノウハウを活用した魅力的な公園づくりと持続的な公園経営を目指します。

2-2 歴史や文化を伝える緑の継承と良好なまちなみの形成

地域の歴史文化を伝える巨木・古木、まちなかの民有林などについて、引き続き将来世代に引き継いでいくため、保存制度の適用、保全支援、公民連携策の拡充を図るとともに、本庄の豊かな緑の景観の魅力発信、認知度の向上を図ります。また、美観向上と持続的な維持管理の両立を図る道路緑化の今後のあり方について検討します。

2-3 持続可能で魅力ある地域づくりのためのグリーンインフラの推進

本市には、森林や農地、河川、社寺林、商工業地や住宅の身近な植栽地など、さまざまな緑が分布し、水害やヒートアイランド現象の緩和、災害時の安全性の確保、地域生態系の維持など、市民の暮らしを支える多面的な機能があります。これらの緑の多面的機能を将来にわたってまちづくりに活かすため、農林業の振興策と合わせた農林地の健全な保全や、身近な緑の保全と創出を図ります。

2-4 市民協働による緑のまちづくりの実現

社会情勢の変化や市民ニーズの多様化への対応、地域固有の課題に応じた特色を活かした施策の展開を図るため、様々な分野で協働の取り組みが大切になってきています。

本市においても、活力のある持続可能な地域社会を実現するため、緑をまもり、つくり、そだてる担い手の育成を図るとともに、公園利活用策や公園愛護会制度などの市民活動への支援、市民参画制度の充実を図ります。また、協働を推進するための情報の共有化や協働事業のPR・啓発を進めます。

4つの基本方針は、相互に関連しあっています。

グリーンインフラが、レクリエーションや歴史文化・景観を支え、それらを育んでいくのが「人」や「活動」に関わる取り組みです。

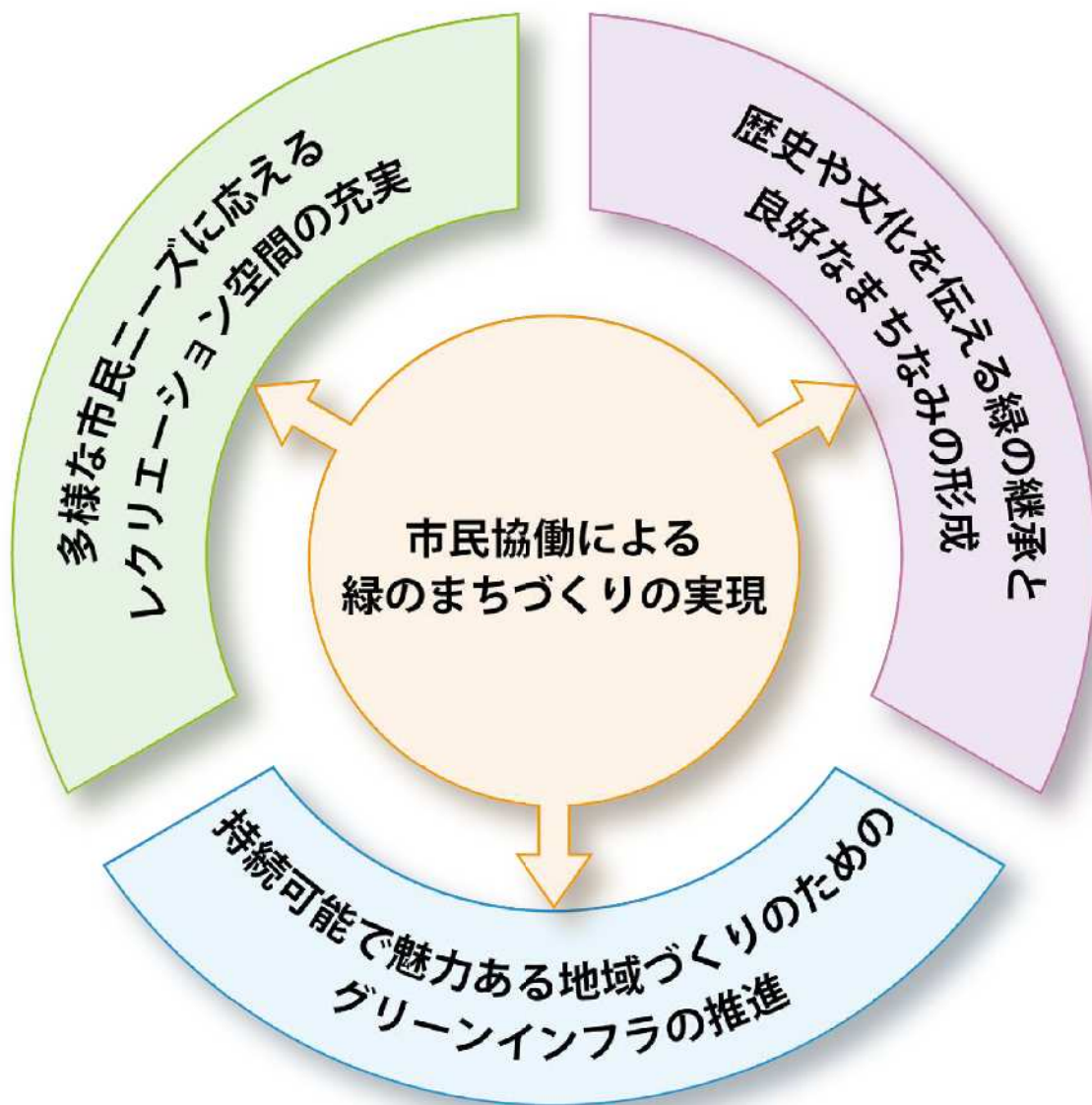


図 41 4つの基本方針の関係